

ひきこもりなどで お悩みの方へ 相談会・居場所運営を開催(8・9月分)

区では、ひきこもりをはじめ、社会生活に困難を抱える若者が、次の一歩を踏み出すための手助けをする事業(こうとうゆうすてつぷ)として、専門知識と経験を有する相談員が個別に面談または電話相談を行っています。今年度から当事者の居場所運営や東陽・豊洲・枝川地区での相談会も開催しています。日程等は、今後も区報や区ホームページに掲載します。

相談会・居場所運営

日時	会場
8/20(木)、9/5(土)・17(木) 14:00~18:00	青少年センター第1研修室(亀戸7-41-16)

※8/20(木)は居場所運営あり

出張相談会

日程	会場
8/28(金) 13:30~16:30	江東区文化センター6階第4・5会議室(東陽4-11-3)
9/25(金) 13:30~16:30	枝川区民館第1・2洋室(枝川13-6-16)

「土のう」は区指定日に配送 「土のう」の時に備えて準備を

区では浸水被害を防ぐため、6月から10月に毎月「土のう」を希望者に配布します。台風接近時等の直前対応は困難です。この機会をご利用ください。※配布した土のうは、個人で日常管理・不要時の処分をお願いします。また、土のうをお持ちの方で、袋が破損している場合

態が続いている
【費】訪問相談は無料(関係機関については有料の場合あり)
【内】ひきこもりの若者への訪問相談(1人おむね5回まで)
および関係機関への紹介

【費】無料
【内】個別面談、電話相談、当事者の居場所運営および専門機関の紹介
【申】NPO法人 青少年自立援助センター相談員
【申】面談は各開催日前日(土・日曜、祝日を除く)までに、電話相談は開催日に相談専用ダイヤル
☎070(2195)6781
☎青少年センター
☎(3681)7334

東京都ひきこもりサポート ネット訪問相談
「東京都ひきこもりサポート ネット」では、電話相談・メール相談に加えて、ひきこもりの問題を抱えているご家庭を訪問し、相談に応じています。
【内】次のすべてを満たす家庭
○本人が義務教育終了後のおおむね15~34歳までの方
○都内在住
○6か月以上、ひきこもりの状態

「8月受付分の配送日」9月上旬の区が指定する日
【申】8月31日(月)までに電話で河川公園課工務係
☎(3647)2538

みんなであちを きれいにする運動 秋の一斉清掃参加団体を募集

「みんなであちをきれいにする運動」(秋の一斉清掃)を行います。ごみやたばこの吸殻のポイ捨てのない快適なまちづくりを進めるため、町会・自治会、事業所等皆さんの積極的な参加をお願いします。
【HP】http://www.hikikomori-tokyo.jp/
【時】11月8日(日)※雨天の場合、11月15日(日)に延期
【内】区内の歩道・公園などの清掃活動※ご家庭や事業所から出たごみ、粗大ごみ、マンション敷地内の剪定枝、道路上などに不法投棄された家電・自転車などは収集できません。
【申】環境保全課環境美化係
☎(3647)9373

8月は「道路ふれあい月間」です。この機会に道路の大切さについて考えてみましょう。区道や都道などの公道は、みんなが使う公共の場です。道路には、私たちの生活を支える身近で重要な役割があります。交通のために使用するだけでなく、電気、ガス、上下水道など「ライフライン」の設置場所としての役割も担っています。
道路を広く、美しく、安全に利用するために、みんなで「ごみやタバコを捨てない」「自転車やバイクを放置しない」「勝手に物や看板を置かない」などのルールを守りましょう。

道路路上に物を設置する時は、道路法に基づく「道路占用許可申請」が必要です。「道路占用」とは、道路管理者以外の人が道路に物を設置し、その部分を
「道路占用許可」の対象となる主な物件は、商店や会社の看板や日よけ、商店街の装飾灯やアーチ、工事用の仮設足場・仮囲いなどです。これらには高さや高さ、占用面積などの基準があり、基準に合わない物件は道路路上には出せません。詳細は区ホームページをご覧ください。
【申】道路課道路占用係
☎(3647)9689

人権週間をむけて① 多様性を認め合う社会の実現

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されます。パラリンピックの初開催は、1964年の東京。同一都市で初の2回目の開催ということで、世界も注目しています。江東区では、多くの競技が行われますが、オリンピック・パラリンピックは、人権尊重を開催の基本とする大会だということをご存じですか。

オリンピック憲章では、オリンピックの根本原則として、「スポーツを行うことは人権の一つである。全ての個人は、いかなる種類の差別なく、オリンピック精神によりスポーツを行う機会を与えられなければならない。それには、友情を連帯してフェアプレーの精神に基づき相互理解が求められる。」と謳われており、世界各地の選手が開催地に集い、競技を行うことを通じて、人権が尊重され平和な世界の実現を目指しています。

「世界人権宣言」は、20世紀に起こった二度の世界大戦に対する反省から、このような悲劇を二度と起こさないように、1948年12月10日に国連で採択されました。この日を「人権デー」と定め、日本では12月4日~10日までを「人権週間」とし、人権思想の普及・啓発活動を行っています。私たちは、皮膚の色や言語、宗教、生活習慣などが異なるさまざまな人々と共に生きています。一人ひとりが平和に尊厳を持って生きるためには、全ての人が相互に多様性を尊重する人権の視点が大切です。人権週間に向けて、9~11月の区報11日号のこのコラムで人権問題について掲載します。人権について一緒に考えてみましょう。
【申】人権推進課人権推進担当
☎(3647)1164